
ハリケーン「ハービー」: 保険への影響

奈良房永(日本語版監修)

ヴァインセント E. モーガン、タマラ D. ブルーノ

ハリケーン「ハービー」に伴う記録的豪雨の被害が次第に明らかになる中、損害に対する保険金の受給を最大限にするため、被害を受けた企業・団体等は以下のような迅速かつ継続的な手段を講じる必要があります。

- 損害保険が唯一の損害補償の手段とは限らない。どの保険契約が実際の損害に対応するのか特定し、契約上の手続期限を確認。
- 第三者の業者への損害や当局の指示に従った結果として生じたビジネスの中断による損害等に対し、想定しうるあらゆる補償の可能性を検討。
- 専門家による対策チームを結成し、損害補償を最大化。

米テキサス州南部を直撃したハリケーン「ハービー」は甚大な被害をもたらしており、多くの地域でいまだに水や電力の供給が途絶え、避難命令や外出禁止令により立入禁止が続いています。しかし、事業の中断等、ハリケーン「ハービー」による損害に対し、保険金支払請求の準備に向け直ちに行動する必要があります。事業回復へのプロセスとして、まず第一にすべき対応は、保険会社へ損害を報告することです。損害状況を調べ、その対応や契約内容、補償オプションを吟味していく内に、多くの疑問が生じることでしょう。一体どの保険契約が自己の損失を補償しうるのか？逸失利益を含め、どのように損害を算出し実証すればよいのか？ハリケーンが直撃する前、既に事業が中断していた場合、その分まで回復できるのか、納入業者のみに損害があった場合はどうなるのか？例えば、米国連邦緊急事態管理庁(FEMA)のような政府による事業回復に向けた支援はあるのか？

保険給付金や FEMA の支援の確保は事業の回復に必須です。避けられない課題に対処するため、また保険金請求や FEMA による支援プログラムへの申請に役立つよう、対策案をご紹介します。

1. 保険契約の内容を確認する

まず、適用の可能性があると考えられる保険契約約款の内容を確認し、保険の範囲を調べます。権利や義務を理解するには、保険契約の内容を精査し、どの保険が適用されるかを理解することが必要です。その際、損害保険が真先に考えられますが、自動車保険、貨物海上保険、環境汚染賠償責任保険等、第三者から請求される可能性がある損害保険を見落とさないよう注意してください。また、法的な規定等によって、保険の内容が変更される可能性があります。

保険約款に記載された全ての期限を洗い出し、その期限の数週間前にリマインダーを設定してスケジュールを管理して下さい。そして、保険会社へのクレームの通知期限、損害証明書の提出期限、及び保険会社の決定内容に合意できない場合の提訴期限を記録します(提訴期限は数年先の場合もある)。この他に“合理的”期間内に行うべきとされている事柄は、状況が許す範囲でなるべく早く実行しなければなりません。期間内にあらゆる課題を実務的に解決しなければなりません。これらの期限を守らなかった場合には、保険金請求に致命的な影響を与える場合があります。

2. 保険の適用可能性を検討する

ハリケーンに関する被害については、事業保険などの“ファースト・パーティー”契約が、事業主あるいは所有者の損害に最も適用されやすい保険です。また、住宅保険は洪水による損害が保険対象から除かれていることが多いのですが、事業保険では洪水による損害が対象になっている場合もあります。もし、洪水が担保危険に含まれていない場合でも、停電、強風、高潮等広域に及ぶ打撃の被害として損害が保険の対象となっているかもしれません。

被保険者の財産・物理的損害への保険に加えて、被保険者の顧客、供給業者のインフラへの損害により被保険者の通常の事業活動が中断された場合は、多くの事業保険がこれを補償します。この保険は被保険者の財産が物理的に損害を被っていない場合にも適用されるかもしれません。例えば、保険約款の文言次第では、特定の供給業者や顧客を、構外利益(CBI / Contingent Business Interruption)の対象先とすることで、保険内容に含めることが可能な場合もあり、特に輸送インフラや海岸へのアクセス不能等の被害が、サプライチェーンに損害がある場合に重要となるでしょう。

同様に、電力・ガス・水道等による機械設備への損害や当局の指令やその他の理由で交通網へのアクセスが不可能になった場合、及び夜間外出禁止令や立入禁止措置等があった場合は、行政行為や敷地立入不能をカバーする保険の対象となるかもしれません。保険約款を徹底的に見直し、その条項により保険の範囲を精査することが重要です。

3. 保険会社へ通知する

全ての損害を把握できていなくても、どの契約が適用されるか判断できていない段階でも、保険請求をする可能性のある全ての保険会社へためらわずに通知してください。ある保険は適用されないかもしれないと躊躇する必要はありません。通知の内容は、請求する意図があることを通知するだけで初期段階では十分です。詳細に通知するよりもいち早く伝えることが重要です。保険契約に則した通知手続を正確に行うことが大切で、契約により手続が異なるかもしれない点に注意して下さい。特に通知期限、通知先等通知の形式に従った対応を取ることが大切です。保険ブローカーへ通知し、協力を要請することが最適の場合もあるので、ブローカーに相談することも考えましょう。

4. 損害及び損害軽減措置を記録する

廃棄物処理等の事後対策を進める前に、損害の規模を計るために、損害を記録しておくことが極めて重要です。ハリケーン通過中に被った損害だけでなく、商品在庫が浸水した等、災害後の期間に発生した財産に対する損害についても写真に残し、事業回復までの行動を記録してください。このプロセスでの専門家への報酬、損害軽減措置のために要した費用等は、別の勘定項目を開設して、管理します。修復のための経費に関わる受領書は他のハリケーンに関わる損害のために追加発生した経費の記録とともに全て保管してください。一番身近な記録ツールとして携帯電話が挙げられます。大抵の携帯電話には高性能のカメラ機能がついていて、写真を撮り損害を記録できるでしょう(ただし、携帯電話のデータをなくしては元も子もないので、バックアップを必ず作成してください)。

また、被保険者は損害が拡大しないように財産を保護する義務が保険契約によって課されているかもしれません。この義務があるため、損害軽減のための費用は保険で補償されるのです。例えば、ビルが浸水した場合、被保険者が、浸水した場所を水抜き、乾燥等必要な事後処理をする義務を課されており、そのためこの費用は償還されます。また保険会社は損害を受けた財産等を回収する権利を保有している場合があります、回収可能な財産はできる限り保全しておくべきです。

5. 事業中断により生ずる逸失利益及び構外利益(CBI)について詳細に記録する

洪水等により休業を余儀なくされた場合、利益保険(Business Interruption Coverage)は、休業中の逸失利益を補填できます。他方、構外利益保険は被保険者へ部品・材料等を供給する企業、または被保険者が商品等を納入する企業が被害にあった場合、被保険者が被る損害をカバーします。この2つのタイプの保険の区別は、ハリケーン前の準備費用、損害により発生した費用、損害軽減措置費用及び賠償期間の算出について複雑な問題を提起します。いずれの保険についても、損害額の算出と損害の記録が最も大きな障害となります。従って、いつ、どのように事業が中断されたかを詳細に記録することが重要です。

6. 専門家へ相談する

フォレンジック会計士(forensic accountants)等、専門家を雇うことが賢明ですが、事業中断による損失が生じた場合は特にそうでしょう。また、被保険者の事業の財務上の特有性に基づく損害算出方法を構築するため、更に別の専門家へ相談する必要性もあるかもしれません。専門家への報酬やその他損害軽減費用は、大抵保険金として支払われますが、このような費用のために設定された金額(サブリミット)の範囲で支払われる場合もあります。また、被保険者のために保険会社と交渉するパブリック・アジャスター(公的査定人)への報酬は通常、補償の範囲外となります。

また、保険契約に関する法律問題や紛争解決に実績がある弁護士を雇うのも有効でしょう。弁護士の利用は権利主張を行う場面のみに限られるものではありません。本来秘匿特権の対象とされるはずのコミュニケーションがその性質を失わないようにするため、あるいは、保険金を請求する際に、注意不足の結果困難な状況に陥るといった事態を招かないようにするため、弁護士に依頼することも検討すべきでしょう。弁護士は、保険会社にその関与を知らせることなく、後方から支援します。保険会社のアジャスター(損害査定人)と協働するのも一つの手段かもしれませんが、彼らは保険会社側の立場に沿って対応しますので、被保険者のために働いているのではないことは念頭に入れておく必要があります。自らの立場を主張する必要があるのなら、自ら専門家を雇ったほうがよいでしょう。

7. 保険会社が定める補償請求手続を遵守する

多くの保険契約は、損害発生通知後、損害の目録を被保険者による証明書として提出することを必要とします。この証明書は、通常保険会社と保険金支払額について合意した後に要求されますが、その提出期限が非常に短期間となることもありますのでご注意ください。保険会社は大抵この期限延長を認めています。提出期限を延長が認められた場合には、必ずその期限を書面により記録するようにして下さい。また、被保険者は証明書を提出する間にも損失拡大を防ぐため、財産を保護する義務があり追加被害が発生しないよう、又事業中断を避けるために必要な措置を講じなければなりません。

8. 重要なインフラ等必須のサービスを提供する特定の非営利団体は政府支援の対象の可能性

米国連邦緊急事態管理庁(FEMA)は州、地方政府、個人に資金供与することで知られていますが、FEMAに限らず他の政府機関についても、必要不可欠なサービスを提供する非営利団体は、このような公的な資金援助を受けられる場合があります。例えば、医療機関、消防署、警察署、電力事業者、下水処理施設、教育機関、図書館、美術館、動物園、コミュニティセンター、老人ホーム、保育園等が挙げられます。また、政府支援プログラムは、その申請については厳しい締切期限等があり複雑です。しかし、支援を受けることができれば、瓦礫の撤去、設備の修復・交換等のためにかかった費用の内、少なくとも75%がFEMAにより償還されます。ただし、事業中断による損害はFEMAによる支援対象外となり、支援金受給者は保険金等により補償を受けて重複する項目に対する支援金はFEMAへ返還しなければなりません。

ハリケーン「ハービー」の影響は甚大ですが、上述のガイドラインを遵守することによって、事業再生を目指すことができるでしょう。このニュースレターの後、ハリケーン「イルマ」もフロリダ州に大きな被害をもたらしていますが、同様の対策が必要です。

ピルズベリーの保険契約に関する専門チームは米国企業の皆様から高い評価をいただいております。私どもは一丸となり、ハリケーン「ハービー」及び「イルマ」からの回復に尽力いたします。

本稿の原文(英文)につきましては、[Hurricane Harvey: Insurance Implications](#) をご参照ください。

本稿の内容に関する連絡先

奈良房永

1540 Broadway
New York, NY 10036-4039
212.858.1187
fusae.nara@pillsburylaw.com

Vincent E. Morgan

Two Houston Center
909 Fannin, Suite 2000
Houston, TX 77010-1018
713.276.7625
vince.morgan@pillsburylaw.com

Tamara D. Bruno

Two Houston Center
909 Fannin, Suite 2000
Houston, TX 77010-1018
713.276.7608
tamara.bruno@pillsburylaw.com

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

Yoko Nagami-Rosasco

yoko.nagamirosasco@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.
© 2017 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.